北海道水素地域づくりプラットフォーム会合規約の一部変更について

# 1 変更理由

プラットフォームの活動内容については、プラットフォームの設立趣旨を示す『「北海道水素地域づくりプラットフォーム」の設立について』の中で明記しているが、規約にその記載がないことから、活動内容を示す規定を追加するものである。

# 2 変更内容

第4条に活動内容を示す規定を追加するとともに、一部平仄を整えるために軽微な文言修正を行う。

# 3 変更時期

規定第10条の規定に基づき、会員の過半数が同意した日から施行する。

### 〈参考〉

「北海道水素地域づくりプラットフォーム」の設立について(抜粋) 平成 27 年 5 月 25 日

# 5. 活動内容

- (1) 水素を活用した地域づくりの方針に関する意見の交換 (北海道局からの話題提供としては、次期開発計画に盛り込む水素による地域づくりに関する内容等を予定している。)
- (2) 水素を活用した地域づくりに関する情報の交換、視察の実施
- (3) 水素を活用した地域づくりに関する地方公共団体及び民間企業による 先進的取組の支援

### 北海道水素地域づくりプラットフォーム規約(変更案)新旧対照表

改正案	現 行
(名称)	(名称)
第1条 (現行どおり)	第1条 この会は、北海道水素地域づくりプラットフォーム(以下「プラット
	フォーム」という。)と称する。
(目的)	(目的)
第2条 プラットフォームは、北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーの	第2条 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーの活用を、水素を利用す
活用を、水素を利用することにより促進させ、水素を活用した地域づくりを検	ることにより促進させ、水素を活用した地域づくりを検討するとともに、水素
討するとともに、水素の製造・利用に係る事業の振興を通じて地域に貢献して	の製造・利用に係る事業の振興を通じて地域に貢献していくことを目的とする。
いくことを目的とする。	
(組織)	(組織)
第3条 プラットフォームは、前条の目的に賛同し、目的を達成するための事	第3条 プラットフォームは、 $第2条$ の目的に賛同し、目的を達成するための
業に主体的に取り組む者及び今後の水素関連事業等展開の検討などを目的とす	事業に主体的に取り組む者及び今後の水素関連事業等展開の検討などを目的と
る者(以下「会員」という。)から構成する。	する者(以下「会員」という。)から構成する。
2 (現行どおり)	2 プラットフォームは、個別の施策・問題を検討するため、必要に応じて検
	討グループを設置することができる。
3 (現行どおり)	3 プラットフォームの目的を達成するために、必要に応じて会員以外の有識
	者等を会合に招いて意見を伺うことができる。
(活動)	
第4条 プラットフォームは第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。	
(1) 水素を活用した地域づくりに関する意見及び情報交換、視察の実施	
(2) 水素を活用した地域づくりに関する会員による先進的な取組支援	
(3) その他プラットフォームの目的を達成するための会員間の活動及	
び支援	

#### 北海道水素地域づくりプラットフォーム規約(改正案)新旧対照表

改正案	現 行
(座長)	(座長)
<u>第5条</u> (現行どおり)	第4条 このプラットフォームには、座長及び座長代理を置く。
	2 座長は、プラットフォームの事務を総理する。
	3 座長不在時には、座長代理がその事務を行う。
(会合の招集)	(会合の招集)
第6条 (現行どおり)	第5条 会合は、必要に応じて座長が招集する。
(検討グループ)	(検討グループ)
<u>第7条</u> (現行どおり)	<u>第6条</u> 検討グループは、第3条に定める者をもって構成する。
	2 検討グループの議事内容等は、適宜、プラットフォームにおいて情報を共
	有する。
( <del></del>	/
(事務局)	(事務局)
<u>第8条</u> (現行どおり)	第7条 プラットフォームの事務局は、国土交通省北海道開発局開発監理部開
	発連携推進課に置く。
(費用の負担)	(費用の負担)
第9条 (現行どおり)	第8条 プラットフォームの取組について費用負担が生じる場合は、会員の間
<u> </u>	<u>第6末</u> ブラットフォームの収組について賃用負担が主じる場合は、云真の間で、個別案件ごとに協議を行うこととする。
	く、同の外に下してに防破を11 ノーととりの。
(成果の取扱い)	(成果の取扱い)
第10条 (現行どおり)	第9条 プラットフォームで得られた成果の公表等については、会員等の合意
<u> </u>	形成を図った上でこれを行うこととする。
	NAME OF A CARGE IT A C. C. A. W.

### 北海道水素地域づくりプラットフォーム規約(改正案)新旧対照表

改正案	現行
(規約の変更)	(規約の変更)
<u>第11条</u> (現行どおり)	第10条 本規約は会員の過半数が同意する場合、変更することができる。
(その他)	(その他)
<u>第12条</u> (現行どおり)	第11条 本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、事務
	局にて協議の上、その取扱いを定めるものとする。
附則	附則
この規約は、平成27年5月25日から施行する。	この規約は、平成27年5月25日から施行する。
この規約は、平成30年9月20日から施行する。	COMMINAL TIME THOUSE THE SHEET FOR
この規約は、十成30年3月20日かり爬行する。	